

社会福祉施設整備に係る契約マニュアル

（補助事業用）

社会福祉施設整備に係る契約マニュアル・・・・・・・・・・・・・１

　１　一般競争入札について・・・・・・・・・・・・・・・１

　２　指名競争入札について・・・・・・・・・・・・・・・・・11

　３　随意契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

　（参考）　設備（物品）整備に係る契約について・・・・・・・・・・・50

**令和７年６月**

茨城県福祉部

**社会福祉施設整備に係る契約マニュアル**

　社会福祉施設整備に係る契約の方法については、法人の経理規程に基づいて実施することになりますが、補助事業として行う社会福祉施設建設工事等の契約については、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付厚労省局長通知)により、公共事業の扱いに準じて適切に行うこととされています。

　本マニュアルでは、競争入札を中心に、入札及び契約の具体的な手続きの進め方について、県の競争入札の方法に基づき、説明します。

**１　一般競争入札について**

補助事業として行う予定価格１千万円以上の建設工事については、原則として（条件付き）一般競争入札として下さい。

※予定価格は税込みです。入札方式の決定は税込額で判断してください。また入札や契約にあたり税抜きで表示する場合は、予定価格(税抜き)と明記する必要があります。

条件付き一般競争入札とは？

|  |
| --- |
| 原則として１件の予定価格が１千万円以上の全ての工事を対象として、建設工事ごとに入札参加資格（条件）を定めて行う一般競争入札のこと。建設工事ごとに基本的な資格要件（条件）のほか、地域要件（条件）、格付要件（条件）等を定めて行います。 |

（１）資格要件の決定

一般競争入札に参加する者に必要な資格要件について理事会で決定する必要があります。

具体的な資格要件については、下記の業者選定指針を参考にして下さい。

なお、原則として入札に参加できる者が３０者以上となるよう留意して下さい。

≪社会福祉施設整備に係る入札参加業者選定指針≫

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　　　　　　　　容 |
| 県入札参加資格格付け  　　＊建築工事業 | 原則  　Ｓ等級（予定価格４千万円以上）  　Ａ等級（予定価格３千万円以上２億円未満） 　Ｂ等級（予定価格１千万円以上３千万円未満） （１億円以上の工事については、経常建設ＪＶ・特定建設ＪＶを含む。） |
| 平均完成工事高 | 予定価格と同額以上 |
| 同種（類似）工事で、かつ同規模以上の工事の施工実績 | 元請けとして過去20年間に同種又は類似の工事で、かつ、同規模以上の工事の施工を行っていること。 |
| 主任技術者又は監理技術者 | 過去20年間に同種又は類似の工事で、かつ、同規模以上の工事の経験を有する者を配置できること。  ※請負金額が4千5百万円以上(建築工事一式は9千万円以上)の工事については、専任で配置すること。ただし、予定価格が1億5千万円未満の工事において、監理技術者補佐を専任で配置する場合は、監理技術者(専任特例2号の場合の監理技術者)は、2件までの工事を兼務することができる。 |
| 地方公共団体からの指名停止措置 | 地方公共団体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。 |
| 会社更生法等関係 | 更生手続き開始等の申立がなされていないこと。 |
| 設計業務の受託者との関係 | 受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。 |
| 本店又は営業所の所在地 | 建設業法上の本店又は営業所が県内にあること。 |

（２）入札公告

資格要件の決定後、入札について公告しなければなりません。公告の方法について、法人の定款で定める方法に従って下さい。

（注）社会福祉法人定款例では、「法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う」とされています。（新聞の掲載依頼先は１０ページ参照）

公告の時期は、公告後の手続に要する期間を考慮して定めることになりますが、入札を実施する１カ月前には公告するようにして下さい。　（別添公告例参照）

※　競争参加資格及び入札公告（案）につきましては、理事会等において審議する前に、県（所管課）との事前協議をしてくださるようお願いいたします。

（３）入札説明書、設計図書等の閲覧・貸出・交付

入札参加希望者からの入札説明書、設計図書等の閲覧、貸出又は交付申請があった場合は、申請に応じて閲覧させ、貸出又は交付をしなければなりません。

（４）資格確認申請書の提出

入札参加希望者から競争参加資格確認申請書（様式第１号）及び競争参加資格確認資料が提出期限内に提出があった場合はすべて受け付けて下さい。

（５）資格の有無確認決定

入札参加資格の有無について、入札参加業者チェックリスト等で審査・確認のうえ、入札参加希望者に対し、競争参加資格確認通知書（様式第２号）を送付します。

入札参加希望者に対し、競争参加資格がない旨の通知をし、競争参加資格がないと認めた理由について説明を求められた場合は回答しなければなりません。

（注）競争参加資格確認通知書発送の１週間前までに、入札日時、場所、入札参加希望者について知事に届け出ること。（様式第３号）

（６）現場説明会の開催

特に説明する事項がなく、必要がないと思われる場合は必ずしも開催する必要はありません。

業者からの要望等、必要に応じて、施設を建築する場所において、入札参加希望者が詳細な説明を受けることにより適正な入札価格が積算できるよう、理事長又は設計業者が整備全般について説明を実施します。

なお、複数の業者から要望があった場合、業者が一同に会することないよう個別に対応してください。

（７）予定価格の入札前の公表

理事長は、入札公告までに、予定価格を設定しておかなければなりません。予定価格の決定は、入札を適正に実施するのに極めて重要な行為となりますので、理事長が自らの責任において決定することになります。

理事長は予定価格を記載（予定価格を記載した前後に理事長の印を押印）した予定価格表（様式第４号）を作成し、入札公告により公表して下さい。

（８）適正な工期の設定について

　　　工期については、「工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会決定、令和6年

3月27日改定)」等を踏まえ、適正に設定することが必要です。

　　　「工期に関する基準」等に照らして、不適正に短い工期を設定した場合は、建設業法第19条の５(著しく短い工期の禁止)に違反する恐れがありますので、注意してください。

※工期に関する基準（国土交通省ＨＰ）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html>

（９）最低制限価格

最低制限価格については、設定することができる扱いとしますが、設定する場合には、次の事項にご留意をお願いします。

ア　最低制限価格の設定については、県が実施する公共工事等の契約手続きに準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものです。

イ　補助事業を行う社会福祉法人が特に必要と認めて最低制限価格を設定する場合は、県が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額として下さい。

ウ　県では、「１０分の７.５から１０分の９.２の範囲内の割合に予定価格を乗じて得た額」を最低制限価格としています。

最低制限価格は、入札公告に設定の有無のみを告知し、当該価格については入札までの間公表しないこと、契約後速やかに公表して下さい。

（10）入札の実施

ア　入札開始時間として定められた時間に入札を開始します。この時間に到着していない者は、入札に参加する意志のないものと見なします。

イ　入札の執行に先立ち、入札参加者から競争参加資格確認通知書の写し及び入札参加者の代理人の委任状を提出してもらいます。

ウ　入札に当たっての留意事項を告げ、入札書（様式第５号）及び工事費内訳書（別記（18ページ）参照）を順次提出させます。

各業者から示された入札金額を、全員の前で読み上げ、入札書取書（様式第６号）に書き取ります。（（７）で設定した予定価格の110分の100に相当する金額と書き取った金額とを照合します。）

予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を、落札者として決定します。

なお、入札回数は１回として下さい。同額で複数の業者が入札をした場合は、くじ引きで落札業者を決定して下さい。

エ　施工業者は、理事会で審議のうえ決定して下さい。

（注）入札は、監事、複数の理事(理事長を除く)及び評議員の立会いのもとに実施し、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額）については、入札が適正に執行された旨の立会者全員の署名とともに、速やかに知事に届け出ること。（様式第７号）

また、入札結果（入札業者名、落札業者名及び落札金額）については、一般の閲覧に供すること。

（11）市町村職員の立会い

原則として施設を設置する市町村の職員に入札の立会いを依頼して下さい。

（12）契約の締結

落札業者が決定した場合は、速やかに書面による契約の締結をしなければなりません。

契約書（様式第８号）には、契約の目的、契約金額、工事期間、契約代金の支払方法（前払い、部分払い、完成払い）、一括下請負（いわゆる丸投げ）の禁止、下請業者名の報告義務等のほか約款事項が記載されていなければなりません。

契約書は両者で押印し、２通作成して、印紙税法で定める契約金額に応じた収入印紙を貼付して、社会福祉法人と受注者の両者でそれぞれ保管します。

＊契約約款については、民間建設工事標準請負契約約款（甲）等を使用して下さい。

（13）契約書等の提出

建設工事の請負契約締結後１カ月以内に次の書類の写しを県に提出して下さい。

・契約書

・工程表

・現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書

・施工体制台帳

・作業員名簿

・施工体系図

（14）工事の着工及び工程管理

ア　契約を締結し、受注者が工事に着工することとなりますが、契約どおりの期間内に完了させることが極めて重要です。工事の進行管理をするため、受注者から、「現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書」（様式第１０号）及び工事日程を記載した「工程表」を徴取して下さい。

工程表をもとに、社会福祉法人の代表者、工事監理業務者（設計事務所）及び受注者の現場代理人等が、工程表どおりの日程で工事が進められているか否かを、常に管理しておくことが、工期どおりに完了させる大きなポイントとなります。

イ　補助事業で施設整備を行う場合は、一括下請負（いわゆる丸投げ）は禁止されているので、受注者から施工体制台帳及び施工体系図を徴取して下請の実態を把握して下さい。参考様式は県土木部監理課のホームページからダウンロードできます。

（15）工事の検査及び引渡

工事完成後、消防法第１７条に定める消防用設備等が技術上の基準に適合していることの検査及び建築基準法第７条の規定による建築物の検査を、それぞれの行政機関から受けなければなりません。

上記の法令に定められた検査を受け、基準に適合していることが確認された後、受注者から引渡しを受けて下さい。

引渡しを受ける場合は、設計業者にも立会いをさせ、当初の契約に基づき設計書どおりに工事が履行されているか否かを確認し、工事検査調書（様式第１１号）を作成して下さい。

この場合の検査員は、理事長又は理事長が別に指名した職員が、立会人は、当該工事を設計監督した設計事務所職員がそれぞれ当たることが適切かと思われます。

設計書どおりに履行されていることが確認できた場合は、工事完了引渡書（様式第１２号）により引渡しを受けます。

なお、引渡しに当たっては建物内の清掃や、周辺の工事残材を撤去することは勿論のこと、入所者の生活に支障のない状態にさせて引渡しを受けることが必要です。

別紙　　　　　　　　　　　　　　　　一　般　競　争　入　札　の　フ　ロ　ー　図（標準）

|  |
| --- |
| 申請書は返戻しない |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （非公表） | | | | |  | | | | | | | （公表） | | |
| ・競争入札参加資格  ・入札公告（案） |  | 理事会  資格要件の決定 | |  | | ・入札公告（掲示開始）  ・予定価格の公表 | |  | 設計図書の閲覧・貸出 |  | 資格確認申請書  持参・郵送 | |  | | 必要に応じ  申請書等ヒアリング |  | 必要に応じ  施工計画の審査 |  | 資格確認決定 |  | 競争参加資格確認通知書  　　　発送 | | |  | 必要に応じ  質問・回答  資格なしの理由 |  | 必要に応じ  現地説明会の開催 |  | 入　札　　実施 | | |  | 入　札　　結果 |  | 理事会  施工業者の決定 |  | 契約の締結 |
|  |  | |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2日間程度 | | | | 12日間程度 | | | | | 10日間程度 | | | | | | | | | | 20日間程度 | | | | | | | |
| 土曜日、日曜日及び祝日等  を除く10日間程度 | | | | | | | | | 土曜日、日曜日及び祝日等  を除く8日間程度 | | | | | | |  | | 土曜日、日曜日及び祝日等  を除く15日間程度 | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業における知事への届出等 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 県への事前協議 |  | 入札実施届出書 |  | 入札結果届出書 |  |

（16）郵便による一般競争入札について

これまで、一般競争入札における手続きについて説明してきましたが、郵送で行う方法もあります。

前掲１の（５）資格の有無確認決定と（10）入札の実施方法が変わりますので、留意して下さい。

ア　資格の有無確認決定

(ｱ)　対象工事の入札に参加するための入札前の入札参加資格申請手続きの審査は要しないものとします。

(ｲ)　対象工事の入札に参加を希望する者から、入札書提出のときに競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）各１部を入札書と同封により提出させて下さい。

競争参加者資格の確認は、開札日現在で行い、競争参加資格確認通知書の発送は不要です。

イ　入札の実施方法

(ｱ)　郵送（書留、簡易書留に限る。）による入札とし、持参、電報及びファクシミリによる入札は行わないで下さい。

①　受領期限は、開札日前日（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）必着として下さい。

②　提出書類

・入札書

・工事費内訳書（別に示す作成例に準じて作成するもの）

・連絡担当者の名刺１枚

・申請書及び資料

③　郵送方法

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

・中封筒は、入札書を入れて封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日・入札に係る工事名、商号又は名称を表記させて下さい。

・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書（別記（18ページ）参照）、連絡担当者の名刺１枚、申請書及び資料を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び社会福祉法人名、入札に係る工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きさせて下さい。

(ｲ)　入札に関しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等の関係法令を遵守して下さい。

(ｳ)　入札書の入札金額欄には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載させて下さい。

(ｴ)　提出した入札書の引換え又は変更は認められません。

(ｵ)　入札執行回数は、１回として下さい。なお、同額で複数の業者が入札をした場合は、く

じ引きで落札業者を決定して下さい。

(ｶ)　入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し、電話又はファクシミリにより連絡して下さい。

＜封筒記載例＞封筒は任意のものとし、縦書き、横書きは自由

・中封筒（入札書を入れる封筒）

|  |
| --- |
| 入　札　書　在　中 　←　朱書き  開札日 　　○○年○○月○○日  工事名　　　　　　　○○○○○○○○○○工事  商号又は名称　　　　㈱○○○○会社 |

・表封筒（中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺１枚、申請書及び資料を入れる封筒）

|  |
| --- |
| 郵便番号 ○○○－○○○○  入札書送付先住所 茨城県○○○市○○○○○  社会福祉法人名 ○○○  入札書在中（開札日　　年　　月　　日）　←　朱書き  　工事名　　　　　○○○○○○○○○○工事  入札参加者の住所 ○○○○○○○  商号又は名称 　　　㈱○○○○会社 |

入札までのフロー図（一般競争入札）（郵便入札）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入札参加業者の選定  入札方法・業者選定基準 | | | |  | 入札公告 |  | 業者の設計書閲覧 |  | 郵便入札　締切　開札前日 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 参加業者へ入札結果通知 |  | 理事会  施工業者の決定 |  | 契約 |
|  | 開札 |  | 入札書取書記載 |  |  | 競争参加資格確認 |  | 落札 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 内訳書確認 |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | ※法人・市町村の掲示場、新聞等  ※予定価格の公表 |  | ※現地説明会は行わない |  | | | | ※役員・評議員・市町村職員立ち会い |  | | | | | | | | | |  |  |  |  |
|  | 入札実施届出書の知事への報告 | |  |  |  | 入札結果届出書の知事への報告 |  | 入札結果の公表 |
|  |
| 理事会議事録・業者選定基準  入札公告　添付 |  |  | | | |  | | | | | | | | | | 入札書書取書・理事会議事録添付 |  |
| 20日間程度  土曜日・日曜日及び祝日等  を除く15日間程度 | | | | | | | |

別　紙

（条件付き）一般競争入札の入札公告は、掲示場に掲載したり、電子公告するほか、新聞等を活用して下さい。

県内で多く使われている新聞は次のとおりです。

（掲載依頼新聞社）

(1) 日本工業経済新聞水戸支局　水戸市笠原町978-25

電話029-301-1055　ＦＡＸ029-301-1066

(2) 日刊建設新聞水戸総局　水戸市南町2-5-24（榎沢ビル）

電話029-227-4551　ＦＡＸ029-227-4555

(3) 建設通信新聞東関東支局　千葉市中央区栄町３６－１０（甲南アセット千葉中央ビル）

電話043-224-2581 ＦＡＸ043-224-2422

　(4) 建設未来通信社　　水戸市笠原町1523-3（桂ビル）

電話029-291-8855　ＦＡＸ029-291-8854

**２　指名競争入札について**

補助事業として行う１千万円未満の建設工事については、あらかじめ資格要件を満たしている業者を指名して入札を行う、指名競争入札によることも可能です。

（１）業者選定について

社会福祉法人モデル経理規程には、何者以上を指名して入札に付するという規定はありませんが、入札の公平性を高めるため、入札予定価格１千万円未満の場合は原則として１２者以上の業者を指名して実施して下さい。

業者選定の具体的な方法としては、建設業の許可、県入札参加資格、施工実績等を勘案して選定することになりますが、以下の業者選定の指針を参考にして、「入札参加指名業者選定基準」を定め、指名予定業者から、競争参加資格確認申請書（様式第１号）の別添「競争参加資格確認資料」、建設業法第２７条の２７第３項に基づく「経営事項審査結果通知書」の写し等を提出してもらい、指名業者を選定して下さい。

なお、契約方法、「入札参加指名業者選定基準」の制定及び業者選定については、理事会で審議のうえ決定して下さい。

（注）入札通知書発送の１週間前までに、入札日時、入札場所及び入札業者名を知事に届け出ること。（様式第３号）

≪社会福祉施設整備に係る入札参加指名業者選定指針≫

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　　　　　　　　容 |
| 県入札参加資格  　　＊建築工事業  原則１千万円以上の工事は、　（条件付き）一般競争入札 | Ｃ等級以上（予定価格１千万円未満） |
| 年間平均完成工事高 | 予定価格と同額以上 |
| 同種（類似）工事で、かつ同規模以上の工事の施工実績 | 元請けとして過去20年間に同種又は類似の工事で、かつ、同規模以上の工事の施工を行っていること。 |
| 主任技術者又は監理技術者 | 過去20年間に同種又は類似の工事で、かつ、同規模以上の工事の経験を有する者を配置できること。  ※請負金額が4千5百万円以上(建築工事一式は9千万円以上)の工事については、専任で配置すること。ただし、予定価格が1億5千万円未満の工事において、監理技術者補佐を専任で配置する場合は、監理技術者(専任特例2号の場合の監理技術者)は、2件までの工事を兼務することができる。 |
| 地方公共団体からの指名停止措置 | 地方公共団体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。 |
| 会社更生法等関係 | 更生手続き開始等の申立がなされていないこと。 |
| 設計業務の受託者との関係 | 受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がない者であること。 |
| 本店又は営業所の所在地 | 建設業法上の本店又は営業所が県内にあること。 |

（２）入札通知書の発送

ア　前記（１）で決定した業者に、入札の日時、場所、現場説明会等の内容を記載した通知書（様式第９号）を送付します。

なお、茨城県においては、設計金額により建設業法施行令（昭和３４年８月２９日政令第２３７号）第６条に定めるもののほか、県通知により、確保しなければならない見積期間を定めているので、入札の日時については、この見積期間を確保するように定めて下さい。

・（第１号）工事１件の予定価格が５百万円に満たない工事　　　　５日以上

・（第２号）工事１件の予定価格が５百万円以上

５千万円に満たない工事　　　１０日以上

・（第３号）工事１件の予定価格が５千万円以上の工事　　　　　１５日以上

なお、やむを得ない事情があるときは、第２号及び第３号の期間は、５日以内に限り短くすることができることになっています。

イ　この通知書には、指名業者が入札金額を積算するために、関係設計図面及び設計書（金額部分の数字を抜いたもの）を添付しなければなりません。

なお、関係図面や設計書を添付しないで、市町村の会議室、公民館等で日時を定めて閲覧させるという方法もあります。

※　競争参加資格及び入札通知（案）につきましては、理事会等において審議する前に、県（所管課）との事前協議をしてくださるようお願いいたします。

（３）現場説明会の開催

特に説明する事項がなく、必要がないと思われる場合は必ずしも開催する必要はありません。

指名業者からの要望等、必要に応じて、施設を建築する場所で、入札参加希望者が詳細な説明を受けることにより適正な入札価格が積算できるよう、理事長又は設計業者が整備全般について説明を実施します。

なお、複数の業者から要望があった場合、業者が一同に会することなく個別に対応してください。

（４）予定価格の入札前の公表

理事長は、入札通知までに、予定価格を設定しておかなければなりません。予定価格の決定は、入札を適正に実施するのに極めて重要な行為となりますので、理事長が自らの責任において決定することになります。

理事長は、予定価格（予定価格を記載した前後に理事長の印を押印）を記載した予定価格表（様式第４号）を作成し、入札通知により公表して下さい。

（５）最低制限価格

最低制限価格については、設定することができる扱いとしますが、設定する場合には、前述の一般競争入札の項目（１の（８））をご参照下さい。

（６）入札の実施

ア　定められた時間に、指名した業者が集まっていることを確認し、代理人から委任状を提出してもらいます。この時間に到着していない業者は、入札に参加する意志のないものとみなし、入札を開始します。

イ　入札前に、落札者の決定方法及び入札に当たっての留意事項を告げ、入札書（様式第５号）を順次提出させます。

各業者から示された入札金額を、全員の前で読み上げ、入札書取書（様式第６号）に書き取ります。（（４）で設定した予定価格の110分の100に相当する金額と書き取った金額とを照合します。）

予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を、落札者として決定します。

なお、入札回数は１回として下さい。同額で複数の業者が入札をした場合は、くじ引きで落札業者を決定して下さい。

入札書には、工事費内訳書（別記（18ページ）参照）を添付させて下さい。また、工事費内訳書と入札書の入札金額に相違がある場合又は工事費内訳書の添付がない場合でも入札自体は有効として扱って下さい。（ただし、不誠実な行為であるので、入札後に聞き取り調査をし、必要な注意を促して下さい。）

ウ　受注者の決定は、理事会で審議のうえ決定して下さい。

（注）入札は、監事、複数の理事(理事長を除く)及び評議員の立会いのもとに実施し、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額）については、入札が適正に執行された旨の立会者全員の署名とともに、速やかに知事に届け出ること。（様式第７号）

また、入札結果（入札業者名、落札業者名及び落札金額）については、一般の閲覧に供すること。

（７）市町村職員の立会い

原則として施設を設置する市町村の職員に入札の立会いを依頼して下さい。

（８）契約の締結

落札業者が決定した場合は、速やかに書面による契約の締結をしなければなりません。

契約書（様式第８号）には、契約の目的、契約金額、工事期間、契約代金の支払方法（前払い、部分払い、完成払い）、一括下請負（いわゆる丸投げ）の禁止、下請業者名の報告義務等のほか約款事項が記載されていなければなりません。

契約書は両者で記名押印し、２通作成して、印紙税法で定める契約金額に応じた収入印紙を貼付して、社会福祉法人と受注者の両者でそれぞれ保管します。

＊契約約款については、民間建設工事標準請負契約約款（甲）等を使用して下さい。

（９）契約書等の提出

建設工事の請負契約締結後１カ月以内に次の書類の写しを県に提出して下さい。

・契約書・工程表

・現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書

・施工体制台帳

・作業員名簿

・施工体系図

（10）工事の着工及び工程管理

前述の一般競争入札の項目（１の（14））をご参照下さい。

（11）工事の検査及び引渡

前述の一般競争入札の項目（１の（15））をご参照下さい。

　（様式第１号）

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

　　年　　月　　日

　社会福祉法人○○

　　　理事長　○○　○○　殿

住　　　　所

商号又は名称　 ①

代表者名

　　年　　月　　日付けで公告のありました　（　　工　　事　　名　　　　）工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないものでないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格確認資料　　　別添のとおり

　　　　　　　　　　　＊共同企業体の場合は、①を次のようにすること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　名称　　　　　　　　特定建設工事企業体

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　代表構成員　　商号又は名称

　 代表者名

　　　　　　　住　　　　所

構　成　員　　商号又は名称

代表者名

（別　添）

競 争 参 加 資 格 確 認 資 料

商号又は名称

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (1)対象工事に係る格付け等級　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等級 | | | | | |
| (2)対象工事に係る年間平均完成工事高　　　　　　　　　　　　　　　　　　　億円 | | | | | |
| (3)同種（類似）工事で、かつ、同規模以上の工事の施工実績 | 工　事　名 | |  |  | |
| 工事場所 | |  |  | |
| 発注機関名 | |  |  | |
| 契約金額 | |  |  | |
| 工　　　期 | |  |  | |
| 受注形態 | | 単体・ＪＶ |  | |
| 構造形式 | |  |  | |
| 規模・寸法 | |  |  | |
| 使用機材 | |  |  | |
| 特記事項 | |  |  | |
| (4)技術者の資格・経験 | 現　住　所 氏名　　　　　　　年齢 | | | | |
| 所属会社・勤務課所 | | | | |
| 資格(名称・取得年・登録番号) | | | | |
| 工事経験の概要 | 工 事 名 | | 発注機関名 | |
| 工事場所 | | 契約金額 | |
| 工　　期 | | 当時の役職 | |
| 工事内容 | | | |
| (5)建築業法に基づく本店又は営業所の所在地 | | | | | |
| (6)会社更生法又は民事再生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者ではない。 | | | | | 無　・　有 |
| (7)対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者ではない。 | | | | | 無　・　有 |

（注）１　公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目について記載すること。

２　(6)から(7)は、該当するものに○印を付すること。

３　共同企業体の場合は、すべての構成員について作成すること。

４　この書類に次の書類を添えて提出すること。

①　施工実績の確認に要する書類…工事実績情報システム（CORINS）（竣工時のものに限る。）又は契約書の写し（工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書等の写しを添付すること。）

②　配置予定技術者の資格・施工実績の確認に要する書類

(ア)資格認定証明書、監理技術者資格者証の写し

(イ)工事実績情報システム（CORINS）又は現場代理人及び主任（監理）技術者等選（改）任通知書の写し

５　(3)同種（類似）工事で、かつ、同規模以上の工事の施工実績には、競争参加資格確認申請の受付期間の末日から起算して当該工事の契約日が公告において明示した期間内のものを記載すること。

入札参加業者チェックリスト（建設業者毎個表）

称号又は名称

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 実績 | 適否 |
| ①格付け等級（建築一式工事） | Ｓ等級であること  （予定価格4千万円以上のものに限る） | ・　年度茨城県入札参加資格者名簿  建設工事の種類（建築一式）  総合点数 点 | 適　否 |
| ②年間平均完成工事高 | 予定価格と同額以上  予定価格＝ 　億円（税込） | ・　年度茨城県入札参加資格者名簿 完成工事高　平均 億円 | 適　否 |
| ③同種（類似）工事で、かつ、同規模以上の工事の施工実績 | 元請として過去２０年間に同種又は類似の工事で、かつ同規模以上の工事の施工を行っていること |  |  |
| Ⅰ元請であること | 競争参加資格確認資料  受注形態（単体、共同企業体） ※単体又は共同企業体に○を付けること | 適　否 |
| Ⅱ過去２０年間  工期の終了年度が過去２０年以内に該当すること | 工期 年 月　～ 年 月 | 適　否 |
| Ⅲ同種又は類似の工事  （例）社会福祉施設、ホテル、病院、市町村庁舎、学校、共同住宅等 | 工事名 | 適　否 |
| Ⅳ同規模以上  予定価格 円（税込）  延床面積 ㎡ | 契約金額 千円  延床面積 ㎡  ※契約金額が予定価格以上又は契面積が当該施設面積以上であること | 適　否 |
| ④主任技術者又は監理技術者 | 過去２０年間に同種又は類似の工事で、かつ、同規模程度の工事の経験を有する者を選任できること |  | 適　否 |
| ⑤地方公共団体からの指名停止措置 | 指名停止措置を受けている期間中でないこと |  | 適　否 |
| ⑥会社更生法、民事再生法関係 | 更正手続き開始の申立がなされていないこと |  | 適　否 |
| ⑦設計業務の受託者との関係 | 受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと |  | 適　否 |
| ⑧本店又は営業所の所在地 | 建設業法上の本店又は営業所が県内にあること |  | 適　否 |
| ①から⑧の適合の状況 | ①から⑧まで全て適 | 入札参加業者として選定 | 可 |

※共同企業体の代表構成員以外の構成員は、格付け等級がＳ又はＡ等級であるものであること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 格付け等級（建築一式工事） | Ｓ又はＡ等級であること | ・　年度茨城県入札参加資格者名簿  建設工事の種類（建築一式）  総合点数 点 | 適 否 |

※表中の空欄を埋め、基準との適合状況を確認すること。

※一般競争入札にあっては、落札業者について作成し、「入札書取書」に添えて提出すること。

　指名競争入札にあっては、全ての指名業者について作成し、「入札実施届出書」に添えて提出すること。

別　記

|  |
| --- |
| 工事費内訳書作成例（建築版） |

作成日：　〇年〇月〇日

工　事　費　内　訳　書

　（工事名称）○○○棟新築工事

（商号又は名称）

（代表者名）　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事区分･工種･種別･細別･規格 | 数　量 | 単　位 | 金　　　　額 | 摘　要 |
| 直接工事 |  |  |  |  |
| 直接仮設工事 | １ | 式 | 7,313,800 |  |
| 土工事 | １ | 〃 | 23,265,025 |  |
| 地業工事 | １ | 〃 | 395,836 |  |
| コンクリート工事 | １ | 〃 | 15,700,553 |  |
| 型枠工事 | １ | 〃 | 17,292,397 |  |
| 鉄筋工事 | １ | 〃 | 13,350,138 |  |
| 鉄骨工事 | １ | 〃 | 4,730,145 |  |
| 既製コンクリート工事 | １ | 〃 | 957,402 |  |
| 防水工事 | １ | 〃 | 3,632,152 |  |
| タイル工事 | １ | 〃 | 2,634,231 |  |
| 木工事 | １ | 〃 | 4,345,543 |  |
| 金属 | １ | 〃 | 12,656,937 |  |
| 雑工事 | １ | 〃 | 15,340,000 |  |
| 直接工事費計 |  |  | 121,614,159 |  |
|  |  |  | 121,614,000 |  |
|  |  |  |  |  |
| 共通費 |  |  |  |  |
| 共通仮設費 | １ | 式 | 9,026,000 |  |
| 現場経費 | １ | 〃 | 15,232,000 |  |
| 一般管理費等 | １ | 〃 | 19,140,000 |  |
| 共通費計 |  |  | 43,398,000 |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  | 165,012,000 |  |
| 見積価格 |  |  | 165,010,000 |  |
|  |  |  |  |  |

　　※作成にあたっては、裏面「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

（裏　面）

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

１　工事費内訳書は、入札（見積）書に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な

原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。

２　A４版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とする。また、複数枚になってもよい。

３　工事費内訳書は、作成日、工事名称、商号・代表者名（印）を記した表紙を別葉とすることができる。

　　ただし、閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。

４　最下欄の見積価格は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。

５　内訳は、各工事の閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。

　（閲覧用図書の工事数量総括（内訳表）（種別及び数量の一式レベル）よりも詳細な内訳であることに十分留意すること。（ただし、閲覧用図書の工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。））

６　当該工事の閲覧用図書の参考資料として添付されている本工事費内訳書を利用して単価、金額欄を記入したものを添付してもよい。

この場合、工事価格欄の摘要欄に、「見積価格（入札書の見積金額）」と記入するものとする。なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。

７　工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。

８　工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。

（様式第２号）

競 争 参 加 資 格 確 認 通 知 書

　　年　　月　　日

　住　　　　所

　商号又は名称

　代表者名　　　　　　 　　　　　　　　殿

社会福祉法人○○○

理事長　○○　○○

先に申請のあった　（　　　工　　事　　名　　　）工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当方に対し競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 公　　告　　日 | 年　　月　　日 |
| 競争参加資格の  有・無 | 有　　・　　無 |
| 競争参加資格がないと認めた理由 |
|  |

（注）１　入札参加者は、この通知書の写しを入札執行の際に提出することになりますので、必ず持参して下さい。

２　参加資格がないと認められ、その理由について説明を求める場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を持参して下さい。

・日　時　　　　　年　　月　　日　　　時から　　　時まで

　（ただし、１２時から１３時を除く。）

・場　所

（様式第３号）

入　札　実　施　届　出　書

　　　年　　月　　日

　茨城県知事　○○　○○　殿

　　（○○〇〇課扱い）

社会福祉法人○○○

理事長　○○　○○

　（　　　　工事名　　　　　）工事に係る入札について、下記のとおり実施します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 入札日時 |  |
| 入札場所 |  |
| 入札方法 |  |
| 入札参加資格  要件 |  |
| 入札参加予定者  又は指名業者 |  |

（注）１　契約方法等について審議した理事会議事録謄本を添付すること。

２　指名競争入札の場合は、業者選定基準及び「競争参加資格確認資料」、「経営事項審査結果通知書」の写し等を添付して下さい。

３　一般競争入札の場合は、入札公告を添付して下さい。

（様式第４号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日作成  予　　定　　価　　格　　表  　　工 事 名  　　予定価格　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円   |  | | --- | | 予定価格の１１０分の１００（入札書と比較する価格）  円 |   　　請負に付する額  　　（設計書の金額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円   |  | | --- | | 請負に付する額の１１０分の１００  （設計金額から消費税及び地方消費税を除いた額）  円 |   最低制限価格　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円   |  | | --- | | 最低制限価格の１１０分の１００（入札書と比較する価格）  円 |   　　※最低制限価格は、予定価格の１０分の７．５から１０分の９．２の範囲内であること。 |

（注）１　予定価格表は、後日の証拠書類となるので、理事長が自筆で記載すること。

　　　２　予定価格は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

（様式第５号）

入　　　　　　札　　　　　　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　　　札  金　　　額 |  | （左記金額には消費税及び地方消費税を除く。） |

工　事　名 場　　所　　　　　　　市　　　　　町

　　　　　　　　　　　 　　 大字

　　　　　　　工事 　　　　　郡 村

設計図書及び実地を調査のうえ、上記のとおり入札します。

　　　　　　年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

氏　　　　名 印

　社会福祉法人○○

理事長　○○　○○　殿

注１　入札金額欄には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。

２　金額の前に「￥」の記号を付すこと。

３　不用の文字は消すこと。

（様式第６号）

入　　札　　書　　取　　書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工　事　名  　工事場所又  　は履行場所 | | | | 入札執行年月日 | 年　　月　　日 | |
| 入札執行者氏名印 | 印 | |
| 立会者氏名印 | 印 | |
| 印 | |
| 番号 | 入　　　札　　　者　　　名 | 入　　　　　　　札  （第１回） |  | | |  |
|  |  |  |  | | |  |
|  |  |  |  | | |  |
|  |  |  |  | | |  |
|  |  |  |  | | |  |
|  |  |  |  | | |  |
|  |  |  |  | | |  |
|  |  |  |  | | |  |
|  |  |  |  | | |  |
| 備　　考　　上記金額に１００分の１０に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る価格である。 | | | | | | |

（様式第７号）

入　　札　　結　　果　　届　　出　　書

　　年　　月　　日

　茨城県知事　○○　○○　殿

　（○○〇〇課扱い）

社会福祉法人○○

理事長　○○　○○

　（　　　　工事名　　　　　）工事に係る入札結果について、下記のとおりです。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入札日時 |  | | |
| 入札場所 |  | | |
| 入札業者名  及び入札金額 | 別添「入札書取書」のとおり | | |
| 落札業者  及び落札金額 | 落札業者名 | 落札金額 | 契約額(税込) |
|  |  |  |
| 予定価格 | 予定価格の100/110 | 備考 | |
|  |  | |

（注）１　入札書取書を添付すること。

２　契約決定に関する理事会議事録謄本を添付すること。

３　一般競争入札の場合は、落札業者に係る入札参加業者チェックリストを作成し、添付すること。

（様式第８号）

収　入

印　紙

建設工事請負契約書

　発　注　者　　社会福祉法人　○○○○　理事長　○○○○ と、

　受　注　者 株式会社　□□建設　代表取締役　○○○○ 　 とは （　　　　　工　　事　　名　　　　　）　　工事の施工について、次の条項と添付の工事請負契約書約款、設計図　　枚、仕様書　　冊とによって工事請負契約を締結します。

１　工事場所

２　工　　　期　　　着　手　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　完　成 　　　　年　　月　　日

３　請負代金額 　　　　　　　　 　金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税金　　 　　　　　　　　円

４　支払方法　　　　この契約成立のとき　金　　　　　　　　　　円

部分払　第１回　　　金　　　　　　　　　　円

第２回　　　金 円

完成引渡のとき　　　金　　　　　　　　　　円

５　検査の時期 約款の定めによる。

　　及び方法

６　引渡時期　　　　　 検査合格後　　　日以内

７ 履行遅滞違約金　　約款の定めによる。

　この契約の証として本書二通を作成し、当事者及び保証人が記名押印して、当事者がそれぞれ一通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

発 注 者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

受 注 者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

同保証人

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　監理者としての責任を負うため記名押印する。

　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

監 理 者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

（様式第９号）

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　殿

社会福祉法人○○

理事長　○○　○○

○○○○施設整備に係る入札通知書

　次の工事の指名競争入札の参加者として指名したので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入札に関する事項 | 工　 事 　名 |  | |
| 工事現場又  は履行場所 |  | |
| 工期(履行期間) | 年　月　日から　　　年　月　日の　　日間 | |
| 設計書(仕様書及び図面を含む。) の閲覧場所 | | （注）設計書等を指名業者にそれぞれ送付した場合は記載の必要　　　はない。 | |
| 現場説明の日時  及び場所 | | 年　月　日  午前・午後　　時 | 場所 |
| 入札の時間  及び場所 | | 年　月　日 　 午前・午後　　時 | 場所 |
| 入札保証金 | | 要　・　不要 | |
| 契約保証金 | | 要　・　不要 | |
| 前　　　払　　　金 | | 契約締結時に双方協議のうえ決定する。 | |
| 予定価格 | | 円 | |
| 注意事項 | | １　入札書を、指定日時までに提出しないときは無効とする。  ２　郵送による入札は、無効とする。  ３　委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。  ４　提出した入札書の引換え、変更又は取消しは認めない。  ５　入札は、１回とする。  ６　入札参加者が１者の場合は、入札を中止する。 | |

（様式第１０号）

　　年　　月　　日

　社会福祉法人○○

　　　理事長　○○　○○　殿

受注者　　住　　　　所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　印

現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書

　現場代理人及び主任・監理技術者等を次のとおり選（改）任したので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工　事　名 |  | | | |
| 工事場所 |  | | | |
| 契約年月日 | 年　月　日 | 工　期 | 年　月　日から  　年　月　日まで　　日間 | |
| 区　　　分 | 現場代理人 | 主任・監理技術者 | | （　　　　　　　　） |
| 住　　　所  又は居所 | TEL | TEL | | TEL |
| 氏名及び  生年月日 | 年　 月 　日 | 年　 月 　日 | | 年 　月 　日 |
| 最終学歴 |  |  | |  |
| 建設工事に必要な免許・資格 |  |  | |  |
| 監理技術者  等交付番号 |  |  | |  |
| 経験年数 | 年 | 年 | | 年 |

　（注）１　主任・監理技術者の区別は該当文字を○で囲むこと。

　　　　２　専門技術者、監理技術者補佐については、区分の（　）に記載すること。

（様式第１１号）

工　　事　　検　　査　　調　　書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工　事 | 工事名 | 工事 | | |
| 工　　 期 | 年　　月　　日　から  　　　　年　　月　　日　までの　　　　　　　　　日間 | | |
| 請負金額 | 円（うち消費税額　　　　　　　　　　　円） | | |
| 検査に関する事項 | 検査結果 | 年　　月　　日 合格  　≪特記事項≫ | | |
| 検査員職氏名 | 印 | 立会人職氏名 | 印 |
| 備考 |  |  | | |

　（注）検査結果欄の特記事項には、特に記述しておくことがある場合に活用すること。

（様式第１２号）

工　事　完　了　引　渡　書

１　建物の所在地

２　建物の種類

　　及び構造

３　床 　面 　積

４　工事期間　　　　　　　　　年　　月　　日　から

　　　　年　　月　　日　までの　　　　日間

５　完了年月日　　　　　　　　年　　月　　日

６　建築主の　　　　　　　　　年　　月　　日

　　検査年月日

　　　　上記のとおり完了したので、引渡しをいたします。

　　　年　　月　　日

　社会福祉法人○○

　　　理事長　○○　○○　殿

（受注者）

住　　　　所

商号又は名称

代表者名 　印

（公告例）

入　　札　　公　　告（標準）

定款第○○条の規定により、一般競争入札について次のとおり公告する。

　　　　年　　月　　日

（住　　　　　　所）

社会福祉法人○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　○○　○○

１　入札対象工事

（１）工 事 名

（２）工事場所

（３）工事概要（規模、構造、工事等を記載すること。）

（４）工　　期　　　　約　　　月間　（約　　　日）

２　競争参加資格

　　本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

　≪単体又は経常建設企業共同体用≫

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づき地方公共団体の入札参加の制限を受けている者でないこと。

（２）　茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体又は経常建設企業共同体として受けている者であること。

（３）　建築一式工事について、○・○年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付け等級が○等級であること。

（４）　建築一式工事について、○・○年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が　○円以上の者であること。

（５）　一件の規模が○円以上の○○工事（同種又は類似の工事の内容を詳細に）について、元請として過去２０年以内に施工した実績があること。

（６）　過去２０年以内に対象工事と同種工事の経験を有する主任技術者又は監理技術者を対象工事に（専任で）配置できること。

※（専任特例２号の場合の監理技術者の配置を認める場合は以下を記載する。）

ただし、本工事は、専任特例２号の場合の監理技術者の配置を認める工事である。専任特例２号の場合の監理技術者の配置を行う場合は以下の要件をすべて満たさなければならない。

1. 監理技術者補佐を専任で配置すること。
2. 監理技術者補佐は、主任技術者のうち、一級施行管理技士補又は一級施行管理技士等の国家資格、監理技術者の資格を有する者であること。
3. 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、その技術検定種目が専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
4. 専任特例２号の場合の監理技術者および監理技術者補佐は、競争入札参加資格確認申請のあった日以前に3か月以上の雇用関係があること。
5. 同一の専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までで、茨城県内の工事であること。
6. 専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。
7. 専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
8. 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（７）　茨城県○○（地域名）内に建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく主たる営業所（本店）（又は営業所（支店等））があること。

（８）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（９）　茨城県建設工事等受注者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

（10）　対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

　≪特定建設工事共同企業体用≫

　　（注）共同企業体とする場合の参加資格は、以下を参考に記載して下さい。

（１）本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格決定を受けている者であること。

（２）構成員の出資比率の下限は、○％以上、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

（３）経常建設共同企業体同士による結成ではないこと。

（４）特定建設工事共同企業体の全ての構成員に必要な資格は、次のとおりである。

ア　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づき地方公共団体の入札参加の制限を受けている者でないこと。

イ　茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

エ　茨城県建設工事等受注者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

オ　対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（５）代表構成員は、（１）に定める資格のほか次の基準を満たす者であること。

ア　建築一式工事について、○・○年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付け等級が○等級の者であること。

イ　建築一式工事について、○・○年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が　○億円以上の者であること。

ウ　一件の規模が○億円以上の○○工事について、元請として過去２０年以内に施工した実績があること。

エ　過去２０年以内に対象工事と同種工事の経験を有する主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できること。

オ　茨城県内に建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく主たる営業所（本店）（又は営業所（支店等））があること。

（６）代表構成員以外の構成員は、（１）に定める資格のほか次の基準を満たす者であること。

ア　建築一式工事について、○・○年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付け等級が○等級の者であること。

イ　建築一式工事について、○・○年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が　○億円以上の者であること。

ウ　一件の規模が○円以上の○○工事について、元請として過去２０年以内に施工した実績があること。

エ　過去２０年以内に対象工事と同種工事の経験を有する主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できること。

オ　茨城県内に建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく主たる営業所（本店）（又は営業所（支店等））があること。

３　設計業務等の受託者等

（１）２（10）の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

○○株式会社

（２）２（10）の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当するものである。

ア　○○株式会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が○○株式会社の代表権を有する役員を兼ねて　いる場合における当該建設業者

４　競争参加資格の確認

（１）対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）各１部を持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出し、競争参加資格確認通知書（様式第２号。）の交付を受けなければならない。

ア　申請書等の受付日時・場所

* 年　月　日（　）　～　　　年　月　日（　）

いずれも　　時から　　時まで（ただし、１２時から１３時を除く。）

・場　所

イ　申請書、資料の作成説明会

実施しない。

下記により実施する。

・　　　年　月　日（　）　　時から

・場　所

ウ　競争参加者資格の確認は、申請書の提出日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として８日以内（土・日・休日を除く。）に回答する。

（２）競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、次の日時・場所に書面持参のうえ行わなければならない。

・　　年　月　日（　）　時から　時まで（ただし、１２時から１３時を除く。）

・場　所

（３）受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

５　図面及び仕様書の閲覧等

（１）図面及び仕様書は、申し出に基づき、次により閲覧に供する。また、一時貸出も実施する。

・　　年　月　日（　）　～　　　年　月　日（　）

いずれも　　時から　　時まで（ただし、１２時から１３時を除く。）

・場　所

（２）図面及び仕様書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面を持参又は郵送により行うこと。

回答は書面をもって行う。

・書面の提出

６　現場説明会

　　・実施しない。

・下記により実施する。なお、図面及び仕様書をもっている者は、持参すること。

　年　月　日（　）　　時から

・場　所

７　競争入札の執行の日時及び場所

　　・　　年　月　日（　）　　時から

　　・場　所

８　予定価格

* 円（消費税及び地方消費税を含む）

９　入札方法

（１）競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。

（２）入札書は、本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

（３）入札に関しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等の関係法令を遵守すること。

（４）入札書の入札金額欄には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

（５）提出した入札書の引換え又は変更を認めない。

（６）入札執行回数は、１回とする。

（７）落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格の申込者とする。

10　入札保証金

　　　免除する。

11　契約保証金

　　　納付する。ただし、利付国債、利付茨城県県債の提供又は金融機関の保証をもって

契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を

付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12　最低制限価格

　　・設定する。

　　・設定しない。

13　請負契約書作成

　　民間建設工事標準請負契約約款（甲）等により、契約書を作成するものとする。

14　入札の無効

（１）次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア　入札について不正の行為があった場合

イ　入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合

ウ　指定の入札日時までに到着しない場合

エ　入札書を２通以上提出した場合

オ　他の代理を兼ね、又は２人以上の代理をした場合

カ　代理人が委任状を持参しない場合

（２）この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告で示した入札方法等に違反した入札は無効とする。

（３）競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても資格確認の日から入札日までの間に地方公共団体から指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

（４）入札時点において２に掲げる競争参加資格のない者のした入札は無効とする。

15　その他

（１）落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に専任で配置すること。

（２）提出された資料の返却は行わない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用することはしない。

（３）本工事についての連絡先は次のとおりである。

|  |
| --- |
| 住所・氏名・連絡方法（電話番号） |

（公告例）

入　　札　　公　　告（郵便入札）

定款第○○条の規定により、一般競争入札について次のとおり公告する。

　　　年　　月　　日

（住　　　　　　所）

社会福祉法人○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　○○　○○

１　入札対象工事

（１）工 事 名

（２）工事場所

（３）工事概要（規模、構造、工事等を記載すること。）

（４）工　　期　　　　約　　　月間　（約　　　日）

２　競争参加資格

　　本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

　≪単体又は経常建設企業共同体用≫

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づき地方公共団体の入札参加の制限を受けている者でないこと。

（２）　茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体又は経常建設企業共同体として受けている者であること。

（３）　建築一式工事について、○・○年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付け等級が○等級であること。

（４）　建築一式工事について、○・○年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が　○億円以上の者であること。

（５）　一件の規模が○億円以上の○○工事（同種又は類似の工事の内容を詳細に）について、元請として過去２０年以内に施工した実績があること。

（６）　過去２０年以内に対象工事と同種工事の経験を有する主任技術者又は監理技術者を対象工事に（専任で）配置できること。

※（専任特例２号の場合の監理技術者の配置を認める場合は以下を記載する。）

ただし、本工事は、専任特例２号の場合の監理技術者の配置を認める工事である。専任特例２号の場合の監理技術者の配置を行う場合は以下の要件をすべて満たさなければならない。

1. 監理技術者補佐を専任で配置すること。
2. 監理技術者補佐は、主任技術者のうち、一級施行管理技士補又は一級施行管理技士等の国 家資格、監理技術者の資格を有する者であること。
3. 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、その技術検定種目が専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
4. 専任特例２号の場合の監理技術者および監理技術者補佐は、競争入札参加資格確認申請のあった日以前に3か月以上の雇用関係があること。
5. 同一の専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までで、茨城県内の工事であること。
6. 専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。
7. 専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
8. 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（７）　○○（地域名）内に建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく主たる営業所（本店）（又は営業所（支店等））があること。

（８）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（９）　茨城県建設工事等受注者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

（10）　対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

　≪特定建設工事共同企業体用≫

　　（注）共同企業体とする場合の参加資格は、以下を参考に記載して下さい。

（１）本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格決定を受けている者であること。

（２）構成員の出資比率の下限は、○％以上、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

（３）経常建設共同企業体同士による結成ではないこと。

（４）特定建設工事共同企業体の全ての構成員に必要な資格は、次のとおりである。

ア　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づき地方公共団体の入札参加の制限を受けている者でないこと。

イ　茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

エ　茨城県建設工事等受注者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

オ　対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（５）代表構成員は、（１）に定める資格のほか次の基準を満たす者であること。

ア　建築一式工事について、○・○年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付け等級が○等級の者であること。

イ　建築一式工事について、○・○年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が　○億円以上の者であること。

ウ　一件の規模が○億円以上の○○工事について、元請として過去２０年以内に施工した実績があること。

エ　過去２０年以内に対象工事と同種工事の経験を有する主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できること。

オ　○○（地域名）内に建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく主たる営業所（本店）（又は営業所（支店等））があること。

（６）代表構成員以外の構成員は、（１）に定める資格のほか次の基準を満たす者であること。

ア　建築一式工事について、○・○年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付け等級が○等級の者であること。

イ　建築一式工事について、○・○年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が　○億円以上の者であること。

ウ　一件の規模が○億円以上の○○工事について、元請として過去２０年以内に施工した実績があること。

エ　過去２０年以内に対象工事と同種工事の経験を有する主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できること。

オ　○○（地域名）内に建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく主たる営業所（本店）（又は営業所（支店等））があること。

３　設計業務等の受託者等

（１）２（10）の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

○○株式会社

（２）２（10）の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当するものである。

ア　○株式会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が○○株式会社の代表権を有する役員を兼ねて　いる場合における当該建設業者

４　競争参加資格の確認

（１）対象工事の入札に参加するための入札前の入札参加資格申請手続きの審査は要しない。

（２）対象工事の入札に参加を希望する者は、入札書提出のときに競争参加資格確認申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）各１部を入札書と同封により提出するものとする。

ア　申請書、資料の作成説明会

実施しない。

イ　申請書、資料のヒアリング

実施しない。

ウ　競争参加者資格の確認は、開札日現在で行い、競争参加資格確認通知書は通知しない。

５　図面及び仕様書の閲覧等

（１）図面及び仕様書は、申し出に基づき、次により閲覧に供する。また、一時貸出も実施する。

・　　　年　月　日（　）　～　　年　月　日（　）

いずれも　　時から　　時まで（ただし、１２時から１３時を除く。）

・場　所

（２）図面及び仕様書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面をファクシミリにより行うこと。

回答は、書面をもって行う。

・書面の提出先　社会福祉法人　○○

　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号

６　現場説明会

　・実施しない。

・下記により実施する。なお、図面及び仕様書をもっている者は、持参すること。

　年　月　日（　）　　時から

場　所

７　競争入札の執行の日時及び場所

* 年　月　日（　）　　時から

　　・場　所

落札となるべき同額の入札をした者が二者以上あるときは、ただちに「くじ引き」の手続きを行うので、連絡担当者は当日連絡を受けられる体制を整えておくこと。

８　予定価格

　　・　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

９　最低制限価格

　　有　・　無

10　入札方法等

（１）郵送（書留、簡易書留に限る。）による入札とし、持参、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

ア　受領期限　年　月　日（　）（７の入札執行（開札）日の前日（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）必着）

　　　　　期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

イ　提出先　　　〒○○○　茨城県○○市○○町○番

　　　　　　　　　　社会福祉法人　○○

　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号

ウ　提出書類

・入札書

・工事費内訳書（別に示す作成例に準じて作成するもの）

・連絡担当者の名刺１枚

・申請書及び資料

エ　郵送方法

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

・中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日・入札に係る工事名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。

・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺１枚、申請書及び資料を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きする。

（２）入札に関しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等の関係法令を遵守すること。

（３）入札書の入札金額欄には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

（４）提出した入札書の引換え又は変更を認めない。

（５）入札執行回数は、１回とする。

（６）入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し、電話又はファクシミリにより連絡をする。

11　入札保証金

　　免除する。

12　工事費内訳書の提出

（１）入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

（２）工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。

（３）提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

（４）工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

13　契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付は免除する。

14　請負契約書作成

　　民間建設工事標準請負契約約款（甲）等により、契約書を作成するものとする。

15　支払条件

（１）前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４に規定する保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、５億円まではその４割以内、５億円を超える部分についてはその３割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

（２）中間前払い金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち２割以内の中間前払金を請求できる。

（３）部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(2)又は(3)については、いずれか一方のみを請求できるものとする。

16　入札の無効

（１）次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア　入札について不正の行為があった場合

イ　入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合

ウ　指定の開札日前日（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）までに到達しない場合

エ　入札書を２通以上提出した場合

オ　入札書を提出しなかった場合

（２）この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告で示した入札方法等に違反した入札は無効とする。

（３）開札時点において２に掲げる競争参加資格のない者のした入札は無効とする。

17　その他

（１）落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に専任で配置すること。

（２）提出された資料の返却は行わない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用することはしない。

（３）本工事についての連絡先は次のとおりである。

|  |
| --- |
| 住所・氏名・連絡方法（電話番号） |

**３　随意契約について**

（１）随意契約の概要

随意契約とは、競争入札の方法によらず、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式です。

随意契約方式の効果としては、競争に付した場合の手続き期間を短縮、事務の効率化が期待できるほか、契約の相手方となるべき業者を任意に選定するものであるため、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定できることが挙げられます。

（２）適用に当たっての留意点

随意契約により契約を締結することができるのは、合理的な理由により競争入札に

付することが適当でない場合に限ります。

　 随意契約によることができる一般的な基準は、厚生労働省通知「社会福祉法人にお

ける入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日　社援基発0329第1号ほか）

１の（３）アからキのとおりです。（別添参照）

　 ただし、価格により随意契約しようとする場合の上限額については、１の（３）アの別表によらず、茨城県財務規則第155条の規定により、下表のとおりとする必要があります。

|  |
| --- |
| 1. 工事又は製造の請負　　　 400万円以下 2. 財産の買入れ　 300万円以下 3. 物件の借入れ　 150万円以下 4. 財産の売払い　　　　　　 100万円以下 5. 物件の貸付け　 50万円以下 6. 前各号に掲げるもの以外のもの　200万円以下 |

（３）契約の手順

　　　補助事業として行う工事に係る随意契約の手順は次のとおりです。

　　　ア　予定価格の設定

　　　　　予定価格は、一契約の総額について定めて下さい。

イ　見積予定業者選定

価格による随意契約をする場合には、２者以上の業者から選定してください。業者の選定は指名競争入札の業者の選定方法を参考とし、理事会で審議のうえ決定してください。

ウ 見積り依頼

　　　　見積予定業者に、期限を付して見積を依頼します。

エ　落札業者の決定

見積書を徴取した後、見積合わせを行い、予定価格以下で最も有利な条件を提示した業者を落札業者とします。

見積価格が予定価格を上回っている場合は、再度見積書を提出させるか、又は、新たな業者（複数）から見積書を徴取して、予定価格以下でもっとも有利な条件を提示した業者を落札業者とします。

オ 契約の締結

　　　　　業者決定後、速やかに契約を締結して下さい。

契約書（様式第８号）には、契約の目的、契約金額、工事期間、契約代金の支払　　　　　　　　方法（前払い、部分払い、完成払い）、一括下請負（いわゆる丸投げ）の禁止、下請業者名の報告義務等のほか約款事項が記載されていなければなりません。

契約書は両者で記名押印し、２通作成して、印紙税法で定める契約金額に応じた収入印紙を貼付して、社会福祉法人と受注者の両者でそれぞれ保管します。

＊契約約款については、民間建設工事標準請負契約約款（甲）等を使用して下さい。

カ　契約書等の提出

建設工事の請負契約締結後１カ月以内に次の書類の写しを県に提出して下さい。

・契約書・工程表

・現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書

・施工体制台帳

・作業員名簿

・施工体系図

キ　工事の着工及び工程管理

前述の一般競争入札の項目（１の（14））をご参照下さい。

ク　工事の検査及び引渡

前述の一般競争入札の項目（１の（15））をご参照下さい。

（別添）

　雇児総発0329第1号

　社援基発0329第1号

障 企 発0329第1号

老 高 発0329第3号

平成29年3月29日

都道府県

各　指定都市　民生主管部（局）長　殿

中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

　　　　　　　社会・援護局福祉基盤課長

　　社会・援護局障害保健福祉部企画課長

　　老健局高齢者支援課長

（公　　印　　省　　略）

社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて

　社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日付け社援施第7号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧通知」という。）により行われているところであるが、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとし、次のとおり、社会福祉法人における入札契約等の取扱いを見直し、平成29年4月1日より適用することといたしました。また、旧通知については、同日をもって廃止します。

　各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、各社会福祉法人に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

　なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

**１　入札契約関係について**

各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。

1. 理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。
2. 契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えないこと。
3. 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ア　売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合（各法人において､別表に定める額より少額な基準を設けることは差し支えないこと）

　イ　契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

1. 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合

　　　②　特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合

③　既存の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設

の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を

行う場合

　　　 ④　契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合

　　　 ⑤　契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質である場合

　　 　⑥　日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる

場合

ウ　緊急の必要により競争に付することができない場合

①　電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合

②　災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合

③　メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊

急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合

エ　競争入札に付することが不利と認められる場合

①　現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行さ

せることが不利である場合

②　買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の

理由により価格を騰貴させる恐れがある場合

　　　 ③　緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約

をしなければならない恐れがある場合

　　 ④　ただし、予定価格が1､000万円を超える施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②

及び③の適用は受けない。

　 　オ　時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

　　　 ①　物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有

している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合

　　　 ②　価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合

　　 ③　ただし、予定価格が1､000万円を超える設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用

は受けない。

　 カ 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し、落札者がない場合（契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格その他条件を変更することはできないこと）

　 キ　落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内での随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付する時に定めた条件を変更することはできないこと。

（４）　価格による随意契約（（３）アの契約をいう。）は、３社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

　　　・工事又は製造の請負：250万円

　　　・食料品・物品等の買入：160万円

　　　・上記に掲げるもの以外：100万円

　　　　また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。

　　　　なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。

（５）　予定価格の定め方は次のとおりとする。

　　　ア　予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。

　　　　ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。

　　　イ　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

　　　　　なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定めるものとする。

（６）　施設整備に係る契約については、平成13年7月23日付雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」に変更を加えるものではない。

　　　　また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）等に係る施設整備に係る契約については、交付の条件によること。

（７）　会計監査に係る契約については、（３）から（５）までにかかわらず、随意契約が可能であること。

　　　　具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定すること。なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。

　　　　また、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士

　　　協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

（８）　重要な契約については、法第45条の13第4項に基づき、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の16第3項に基づき、契約結果等を理事会に報告しなければならないこと。

**２　計算書類等の扱いについて**

会計帳簿については、法第45条の24に基づき、適時に正確な会計帳簿を作成するとともに、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。また、契約に係る証憑書類についても、同様に保存すること。

　計算書類については、法第45条の27に基づき、毎会計年度終了後3月以内に計算書類及び附属明細書を作成するとともに、計算書類を作成した時から10年間、計算書類及び附属明細書を保存しなければならないこと。

　財産目録については、法第45条の34に基づき、毎会計年度終了後3月以内に作成するとともに、5年間保存しなければならないこと。

**別　表**

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 会計監査を受けない法人 | 1,000万円 |
| 会計監査を受ける法人  ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける　法人 | 法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定  （上限額）  ・建築工事：20億円  ・建築技術・サービス：2億円  ・物品等　：3,000万円 |

**（参　考）**

**設備（物品）整備に係る契約につい**て

**１　設備（物品）整備に係る契約について**

~~補~~助事業として行う施設運営に必要な設備整備にあたっては、一契約の予定価格が、３００万円（設備工事にあっては４００万円）を超える場合は、原則として、競争入札になります。

競争入札の方法については、社会福祉施設整備に係る契約マニュアル１及び２で詳しく説明しているので、参考にして下さい。

なお、設備整備における予定価格については、事前公表の必要はありません。

理事長が予定価格表（様式第４号）に予定価格を記載（予定価格を記載した前後に理事長の印を押印）のうえ、封書に入れ密封（封をしたところに理事長の印を押印）し、入札当日まで金庫等に保管しておいて下さい。

**２　設備（物品）の検収について**

（１）設備（物品）整備の検収

納品された設備（物品）にあっては、契約どおりの設備（物品）であるか否かを納品書をもとに実地に一品ずつ確認を行います。

確認にあたっては、後日の補助金実績報告書に添付するため、物品検査調書（様式第１３号）や必要に応じて写真等を写しておくことも一方法と思われます。

この場合の検査員は、理事長または理事長が別に指名した職員（例えば施設長）が、立会人は調理室で使用する物品であれば栄養士が、入所者処遇に使用する物品であれば直接処遇職員が当たるなど、使用場所に応じて担当職員が立ち会うことも一方法と思われます。

（２）物品の管理

購入した物品については、施設の運営や入所者の適正な処遇を確保するために使用する品々ですので、適切な管理が必要となります。

また、これらの物品は補助金交付基準の定めに従い整備したものですので、適切な管理に努めることは勿論なこと、将来の処分（廃棄）にあたっても、法令等の定めるところにより制限があることを十分留意しなければなりません。

次に具体的管理方法ですが、物品は固定資産物品と一般物品に分類されています。さらに、一般物品は備品と消耗品に細分類されています。

固定資産物品は、１個当たりの取得価格が１０万円以上のもので、耐用年数が１年以上のものとなっています。

一般物品のうち備品は、原形のまま比較的長期の使用に耐える物品のうち、固定資産物品を除き、取得価格が５万円以上のものであって使用価値により特に備品として指定するもの。消耗品は前記に掲げる物品分類に属さないものと定められています。

※消費税にあっては、購入時に合計額に課税してありますので、それぞれの物品に消費税を　　按分して取得価格とすることに留意すること。

この様な規定に従い物品を管理しておかなければなりませんが、購入した物品に物品管理票を記載して、添付することが必要です。（様式第１４号）

（参考）

補助事業として行う社会福祉施設整備等事業における

予　定　価　格　別　契　約　方　法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約の種類 | 予　定　価　格 | 契　　約　　方　　法 |
| 工事又は製造の請負 | ４００万円超 | 一般競争入札、指名競争入札  ＊建設工事の予定価格が、27億2千万円以上の場合は一般競争入札のみ（WTO政府調達協定による基準額：R6.4.1～R8.3.31まで） |
| ４００万円以下 | 随意契約 |
| 食料品・物品等の買入れ | ３００万円超 | 一般競争入札、指名競争入札  ＊ 予定価格が3千6百万円以上の場合は一般競争入札のみ(WTO政府調達協定による基準額: R6.4.1～R8.3.31まで) |
| ３００万円以下 | 随意契約 |
| 上記以外 | ２００万円超 | 一般競争入札、指名競争入札  ＊予定価格が3千6百万円以上の場合は一般競争入札のみ(WTO政府調達協定による基準額  :R6.4.1～R8.3.31まで) |
| ２００万円以下 | 随意契約 |

（様式第１３号）

　物　品　検　査　調　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　検査者職氏名印 印

下記のとおり検査しました。

　　　　　　　　　　立会人職氏名印 印

　　　　　　　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 件　　名 | 納入期限  　　　　年　　月　　日 | | |
| 納入業者  住　　所  氏　　名 | 納入年月日  　　　　年　　月　　日 | | |
| 納入場所 | | 検査場所 |
| 納　　　　　　　　　　　入 | 検　　　　　　　　　　査 | | |
| ※別紙納入書のとおりです。  【特記事項】  （注）特記事項欄には、特に記述しておくことがある場合に活用　　　すること。 | 検査年月日 | 年　　月　　日 | |
| 検査結果 | ※合格数量、不合格数量については別添納品書のとおりです。 | |
|  |
| 【特記事項】  （注）納品書で、納品目と現物を照合し、検査結果を表示してお　　　くこと。 | | |

（様式第１４号）

　（作成要領）

　　物品自体に次のようなラベルを貼り付けて、個体管理の明確化を図ること。

　　　　ＭＬ－２０５　　26×42mm・40片

|  |
| --- |
| 品　目 |
| 番　号 |
| 取　得  年月日 |
|  |

＊本票は市販されているものです。（ラミネート　ラベル）

１　品名は、物品ごとに１枚ずつ作成すること。

２　番号は、「年度－取得順」等法人で管理しやすい方法を定めて記入すること。なお、台帳の摘要欄にも番号を付して、備品カードの番号と一致させておくこと。

３　取得年月日は、納品があって物品の検収した日（寄付の場合は受領した日）で記入すること。